

知っていますか…?

野外焼却の禁止

「**野外焼却**」(法律に定められた方法に従わずに廃棄物の焼却をすること)は、廃棄物処理法により**禁止**されています。

野外焼却を行った者は**5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金**が科せられます。

また、野外焼却の**未遂**や、**野外焼却を行う目的で廃棄物の収集又は運搬**をした者にも**罰則が適用**されます。



【野外焼却禁止の罰則の例外規定】

次に挙げるもので

公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない又は
周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である場合に限ります。

1	国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却	河川敷の草焼き、道路側の草焼き
2	震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却	災害等の応急対策、火災予防訓練
3	風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却	正月の「しめ縄、門松等」を焚く行事
4	農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却	焼き畑、畔の草及び下枝の焼却、魚網にかかったゴミの焼却
5	たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの	落ち葉焚き、キャンプファイヤー